

令和 5 年 度

工事番号 第 46 号

いちよう公園テニスコート
照明器具改修工事
特記仕様書

おいらせ町 沼端 地内

おいらせ町

1. 工事目的

本工事は、いちょう公園テニスコート照明塔設置の照明器具を更新するため実施するものである。

2. 施工場所

おいらせ町いちょう公園テニスコート（おいらせ町 沼端 地内）

3. 工期

契約締結の翌日から令和5年12月15日まで

4. 工事内容

(1) いちょう公園テニスコート照明器具改修工事 1式

【工事資材数量一覧等】

- ・照明器具 48灯（参考規格：NYS10335KLF2）
- ・雑材、工事労務費、諸経費等

(2) その他

既設照明撤去処分 1式

5. 提出書類

- ① 工事着工届
- ② 現場代理人通知書
- ③ 工事履行報告書（作業状況写真添付）
- ④ 工事完成届
- ⑤ その他、監督職員が必要と認める書類

6. 特記事項

- (1) 本工事は、本仕様書によるほか、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき、施工する。
- (2) 使用材料は、仮設材を除き、全て新品とし、事前に監督職員の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 取り外した機器類は、関係法令に基づき、適正に処分するとともに、処理した結果は書面（産業廃棄物管理票等）により提出する。
- (4) LED 照明について、テニスコートの利用者に配慮した照度や向光性を確保するものし、必要に応じて調整する。

7. 留意事項

- (1) 当該テニスコートは、令和5年10月15日まで昼夜使用される可能性があるため、利用者及び工事関係者の安全に配慮し工事を行うこと。
- (2) 10月16日以降は工期等に配慮し、テニスコート利用不可とする予定である。工事計画の参考とすること。
- (3) 別契約により、10月16日から12月15日迄に照明塔8本等の塗装工事を予定している。当該工事では、照明塔塗装の際に、架台の塗装と足場の設置等を予定していることから工程等調整のうえ工事を進めること。

8. その他

本仕様書で定めのない事項について疑義がある場合は、双方協議し定めるものとする。